

## オーストラリア洋上におけるオスプレイ墜落事故に関する意見書

去る8月5日、米軍普天間飛行場所属のオスプレイがオーストラリア東部の沖合で、米艦船に着艦しようとした際に事故が発生した。

今回の事故を受け、政府は、米軍に対しオスプレイの飛行自粛を求めたが、翌日には、飛行訓練を再開した。

沖縄県民には、たび重なるオスプレイの事故に対する不安が広がり、原因究明がなされない状況での訓練再開は容認できない。

沖縄県は、日米安保体制のもと、一定の基地については、容認する立場ではあるが、県民に不安を与える事故については絶対に許すわけにはいかない。

政府は、米軍に対して、より強い決意で毅然とした対応をとるべきであり、県もワシントン事務所を通して、米国政府へ強い申し入れ、事故を未然に防ぐ取り組みをすべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し嚴重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

### 記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、明らかにすること。
- 2 オスプレイの安全性が確保できるまでの間、飛行を停止すること。
- 3 オスプレイの県外への訓練移転を行うこと。
- 4 普天間飛行場を早期に返還すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年8月28日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て